

「投資信託等の運用に関する規則」の一部改正について

I 改正等の目的

為替予約取引に係る信用リスク集中回避のためのエクスポージャーの算定について、予約期日の到来が 120 日を超えるものは評価益の額と規定されている。

しかしながら、120 日を超える為替予約取引については、最近の取引の長期化により、当該取引を締結する際、相手側より担保を求められる事例が散見されている。以上を踏まえ、当該取引についてファンドマネージャー等が適切に信用リスクを管理することを可能とするため、投資信託委託会社の判断により、当該取引の締結をする際に担保を提供した場合には、エクスポージャーの計算上、当該取引に係る評価益の額から担保金の額を控除することを可能とする。

II 改正の内容

投資信託等の運用に関する規則

第 17 条の 2 第 3 項(2)を改正し、「ただし、当該取引に担保が差し入れられている場合には、委託会社の判断により、評価益の額から当該担保相当額を差し引くことが出来るものとする。」を追記する。

III 施行の時期

令和 3 年 1 月 21 日から実施する。